

議案第16号

令和5年度所沢市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和5年度所沢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	169,730 戸
(2) 年間総配水量	34,495,000 m ³
(3) 一日平均配水量	94,240 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道管布設及び更新事業	3,087,040 千円
施設整備改良事業	734,108 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水道事業収益		6,786,740 千円
第 1 項 営業収益		6,205,469 千円
第 2 項 営業外収益		581,271 千円
	支	出
第 1 款 水道事業費		6,410,565 千円
第 1 項 営業費用		6,318,550 千円
第 2 項 営業外費用		82,015 千円
第 3 項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2, 920, 025 千円は過年度分損益勘定留保資金 2, 174, 492 千円、当年度分損益勘定留保資金 1, 477 千円、建設改良積立金 120, 000 千円、減債積立金 275, 246 千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 348, 810 千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第 1 款 資本的収入			1, 888, 613 千円
第 1 項 企業債			1, 650, 000 千円
第 2 項 負担金			238, 613 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出			4, 808, 638 千円
第 1 項 建設改良費			4, 213, 706 千円
第 2 項 企業債償還金			594, 932 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	上下水道局庁舎照明LED化整備事業(上下水道局庁舎照明LED化工事)	115, 920 千円	5	47, 030 千円
				6	68, 890 千円
資本的支出	建設改良費	浄水場施設・設備更新事業(第一浄水場電気設備更新工事)	2, 053, 000 千円	5	0 千円
				6	294, 760 千円
				7	1, 758, 240 千円

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場監視業務委託料	令和 6 年度から令和 8 年度まで	3 5 8, 5 7 8 千円
令和 6 年度開始前に契約事務を行う業務 (委託料・手数料・賃借料)	令和 6 年度まで	契約により決定した額

(企業債)

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良事業	1,650,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び機構 資金について、利率の見直し を行った後においては、当該 見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、 銀行その他の場合にはその債権者と協定する 融資条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は 低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用
- (2) 建設改良費及び企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	694,203千円
(2) 交際費	150千円

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、63,000千円と定める。

令和 5 年 2 月 20 日提出

所沢市長 藤本 正人